

放射線量モニタリング調査

国では警戒区域内の放射線量を調査しています。

調査方法は村内の警戒区域を1箇所当り2km四方内で16地点を調査し、合計6箇所の96地点の調査を行っております。

また、計画的避難区域、緊急時避難区域調査も6月から行っており、8月下旬頃にはロードマップを作成し公表する予定となっております。

かえる
かわうち
かわら版 No. 6



川内村災害対策本部
平成23年7月8日発行

村内の線量

| 測定日時 | 測定値 |
|--------------|-----------------|
| 7/1 11:17 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/30 11:47 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/29 11:46 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/28 11:23 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/27 10:51 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/26 11:29※雨 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/25 11:17 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/24 11:22 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/23 12:01 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/22 10:56 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/21 11:23 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/20 11:07 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/19 11:07 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/18 11:43 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/17 11:48 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/16 | 0.0 マイクロシーベルト/h |
| 6/15 11:56 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/14 10:13 | 0.2 マイクロシーベルト/h |
| 6/13 9:50 | 0.5 マイクロシーベルト/h |
| 6/12 12:05 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/11 11:29 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/10 11:27 | 0.4 マイクロシーベルト/h |

| 測定日時 | 測定値 |
|--------------|-----------------|
| 6/9 11:17 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/8 11:40 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/7 11:08 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/6 11:16 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/5 11:28 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/4 12:06 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/3 12:30 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 6/2 12:00 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 6/1 9:58 | 0.5 マイクロシーベルト/h |
| 5/31 11:44 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 5/30 12:00 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 5/29 11:45※雨 | 0.6 マイクロシーベルト/h |
| 5/28 11:05 | 0.3 マイクロシーベルト/h |
| 5/27 12:03 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 5/26 11:43 | 0.5 マイクロシーベルト/h |
| 5/25 13:00 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 5/24 12:07 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 5/23 11:20 | 0.4 マイクロシーベルト/h |
| 5/22 12:16 | 0.4 マイクロシーベルト/h |

測定場所：川内村役場

文部科学省HPより参照

一部負担金等の還付について

一部負担金等の還付申請を受け付けします

医療機関等の窓口での一部負担金等の還付申請（国民健康保険・後期高齢者医療保険）について、申請を受け付けします。

免除の対象期間である平成23年3月14日から平成24年2月29日までの間に、やむを得ず医療機関等で一部負担金等を支払った場合について、村へ申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

還付の対象について

医療機関等の診療に係る一部負担分、入院した際の食事療養費・生活療養費に係る一部負担分が対象となります。ただし、保険適用外の一部負担分については、還付対象外となります。※入院時食事療養費及び入院時生活療養費の一部負担分については、平成23年8月31日までが対象となります。

還付には、還付申請書や医療機関等が発行した領収書と印鑑が必要となりますので、詳しくは住民班までお問い合わせください。

※なお、社会保険等に参加されている方の免除証明書及び一部負担金等の還付申請については、加入されている社会保険又はお勤めの事業所にお問い合わせください。

担当：住民班

後期高齢者医療についてのお知らせ

後期高齢者医療にかかる「免除証明書」の提示について

平成23年7月1日より医療機関等の窓口では、市町村が発行する「一部負担金等の免除証明書」が必要となりますが、川内村の後期高齢医療被保険者の方は、原子力災害の対象となるため免除証明書が必要ありません。

医療機関等では窓口負担が免除になりますので、窓口での被保険者証の提示をお願いいたします。

なお、免除期間は平成24年2月29日までです。

平成23年度 後期高齢者医療保険料

平成23年度の保険料については東日本大震災及び原子力災害のため被保険者の方全員が保険料免除になる予定です。決定しましたら広報等でお知らせいたします。

平成23年度 後期高齢者医療被保険者証

平成23年度8月1日より新しい被保険者証に変わります。

新しい被保険者証は7月25日以降に対象者の方に送付予定です。

避難所が変更になった方、送付先が変更となる方は連絡をお願いいたします。

担当：住民班

応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に係る附帯設備の設置費用について

福島県が借り上げた応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に、当該住宅の貸主が入居者（被災者）の生活環境の改善のために新たに附帯設備（エアコン、ガスコンロ、照明器具、給湯器、カーテン）を設置した場合（平成23年5月30日以降）、当該費用について県が支払うこととなりました。

仮設住宅に入居・入居予定の方は、詳細等は各貸主・仲介業者（不動産等）に確認をお願いします。

担当：住宅班

税についてのお知らせ

自動車税・軽自動車税の課税延期について

福島県では、平成23年度の自動車税の定期課税を延期いたします。
（延期する期間は未定です。）

軽自動車税の課税についても、平成23年度の定期課税の延期をいたします。（延期する期間は未定です。）

自動車税・軽自動車税の納税証明書の有効期限の延長について

平成22年度の自動車税納税証明書の有効期限は平成23年5月30日 となっておりますが、平成23年10月30日に読み替えることとしますので、お手持ちの納税証明書を大切に保管してください。

軽自動車税納税証明書についても、平成23年10月30日に読み替えいたします。

※村県民税・固定資産税についても、当初の課税延期となっておりますので、ご理解ください。

担当：住民班

郡山信用金庫からのお知らせ

このたびの東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、避難された村民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

当金庫川内支店も緊急時避難準備区域内に所在することから、支店の金融機能を船引支店に移し業務を行っております。村民の皆様には大変ご不自由をおかけしておりますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。川内村に役場機能が戻りしだい川内支店の営業を再開したいと考えております。一日も早い原発事故の収束を役職員一同願っております。

なお、川内支店の電話番号で船引支店に転送できるようになりましたのでお知らせいたします。

※詳しくは0240-38-2101まで問い合わせ下さい。

国民年金に加入されている方へ

福島第一原子力発電所の事故により、避難指示や屋内退避指示を受けた場合、申請により国民年金保険料が全額免除になります。

1 免除について

現在、川内村に平成23年3月11日の時点で住所があった方は保険料の免除申請が可能となっております。申請をされた場合、免除期間中の保険料は払う必要はありませんが、年金をもらう際、全額納付した場合と比較して給付額が少なくなりますのでご注意ください。(追納という手続きで、免除期間の保険料を10年以内であれば後から納めて頂く事も可能です。追納希望の方はお近くの年金事務所までお問い合わせください。)

2 申請期間について

震災以降申請を頂いていた、平成23年2月から平成23年6月までの保険料の免除申請の期限は平成23年7月末までとなります。(既に保険料を納めて頂いている期間は免除にはなりません。)

平成23年7月以降の1年分についての免除申請は7月1日から受付を開始しております。6月までに免除申請された方も新たに申請が必要となりますので、お手数ですが宜しくお願い致します。

3 申請方法について

川内村役場、郡山出張所(川内村災害対策本部)または、避難先のお近くにある年金事務所の窓口で受け付けております。窓口にお越しになれない方には郵送で申請書を送らせていただきますので、川内村災害対策本部までお電話ください。

4 納付書について

免除申請をされた方でも、保険料の納付書が送られてくる場合があります。

これは、国民年金に加入後免除審査が行われる都合上、先に納付書を送る作業が完了してしまうと送られてきてしまいます。

免除申請をされている方は納付書で納める必要がありませんが、間違えて納めてしまいますと、後から払い戻し等はできませんのでご注意ください。

また、以前から国民年金に加入されている方で、口座振替で保険料を納めていた方が免除申請をする場合、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので、お近くの年金事務所または、川内村災害対策本部までご相談ください。

5 お問い合わせ先

| | |
|--------------|--------------|
| 平年金事務所 | 0246-23-5611 |
| 郡山年金事務所 | 024-932-3434 |
| 川内村災害対策本部住民班 | 0120-38-2119 |

その他、年金に関する様々なご相談もお待ちしております

災害に関する年金相談被災者専用ダイヤル
0120-707-118 (通話無料)
一般的な年金相談ねんきんダイヤル
0570-05-1165

担当：住民班

避難先での予防接種についてのご案内

定期の予防接種（BCG・三種混合・二種混合・麻しん風しん・日本脳炎）

川内村の予診票をお持ちの場合

県内の方…川内村の予診票を使用し、最寄りの医療機関で接種を行ってください。

県外の方…最寄りの医療機関で接種を行うことは可能ですが、窓口で接種料金を一度支払っていただくようになります。（村に申請していただければ、接種料金を振り込ませていただきます）

予診票がない場合→川内村災害対策本部（介護医療班）☎0120-38-2119 にお問い合わせいただくか、現在居住している地域の自治体にお問い合わせください。

| 対象疾病 | 接種年齢 | 接種方法 |
|---------------------|-------------------------|--------------------|
| BCG | 生後6か月まで（1回） | 居住地の医療機関での 個別接種 |
| ジフテリア 百日咳 破傷風 | 1期初回 生後3～90か月未満 （3回） | |
| | 1期追加 初回終了後おおむね1年（1回） | |
| | 2期 11歳以上 13歳未満（1回） | |
| 麻しん風しん | 1期 生後12～24か月未満 | |
| | 2期 小学就学前1年 | |
| | 3期 中学1年生相当 | |
| | 4期 高校3年生相当 | |
| 日本脳炎 | 1期初回 生後6～90か月未満（2回） | |
| | 1期追加 初回終了後おおむね1年（1回） | |
| | 2期 9歳以上 13歳未満 | |

○日本脳炎予防接種が再開しています

平成17年からの積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃していた方への特例措置が規定されました。

平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれまで、1期・2期の接種が終わっていないお子様は、20歳未満までの間、接種を受けることができるようになりましたので、希望する方は川内村災害対策本部にお問い合わせください。

※3歳と小学3年生（9歳到達者）・小学4年生にのみ積極的勧奨を行っており、それ以外の方には積極的勧奨を行っていません。

○定期予防接種（ポリオ）

| 対象疾病 | 接種年齢 | 接種方法 |
|------|---------------|-------------------|
| ポリオ | 生後3～90か月未満 2回 | 居住地の保健センター等での集団接種 |

担当：介護医療班

任意の予防接種（HPV・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン）の助成も4月から始まりました

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 子宮頸がん予防 (HPV) ワクチン | 若い女性に増えており、女性特有のがんでは第2位 となっています。子宮頸がんは、発がん性のヒトパピ ローマウイルス（HPV）の感染が原因となって発症 します。女性であれば誰でも感染する可能性はありま すが、ワクチンで感染を防ぐとともに、子宮頸がん検 診で早期に発見することで子宮頸がんが予防できま す。 | 標準：13歳相当（中学1年生） ～16歳相当 ※川内村の助成（今年度） …中学1年生～高校1年生まで 来年度からは中学1年生のみ 2回 + 追加1回 (1か月間隔) (半年後) |
|-----------------------|--|--|

| | | |
|------------------------|--|---|
| ヒブ (インフルエン ザ菌b型) | 子どもの肺炎や敗血症、 細菌性髄膜炎などの重症な 細菌感染症の原因菌です。 約6割がヒブ、約3割が 肺炎球菌によるもので、多 くは2歳未満で発症しま す。なかでも、細菌性髄膜炎 は深刻な後遺症が残ること や、場合によっては死に至 ることも少なくありません。 ヒブワクチン・小児用肺 炎球菌ワクチンの種類によ って、これらの発症に高い 予防効果を得られることが できるといわれています。 | 標準：0～4歳（生後2か月～5歳） ①生後2か月～7か月未満⇒3回+追加1回 (4～8週間隔) (約1年後) ②生後7か月～12か月未満⇒2回+追加1回 (4～8週間隔) (約1年後) ③1歳以上～5歳未満⇒1回 |
| 小児用 肺炎球菌 ワクチン | 標準：0～4歳（生後2か月～10歳） ①生後2か月～7か月未満⇒3回+追加1回 (27日間以上) (60日間以上空けて12～15か月頃) ②生後7か月～12か月未満⇒2回+追加1回 (27日間以上) (60日間以上空けて1歳以降) ③1歳以上～2歳未満 ⇒1回 + 追加1回 (60日間以上空けて) ④2歳以上～5歳以下 ⇒ 1回 | |

※川内村の助成は5歳未満

総合健診のご案内

〈郡山市内に避難されている方〉

日程：9月下旬頃実施予定

※場所・時間など詳細については、後日お知らせ致します。

〈郡山市外・県外に避難されている方〉

避難先で健診が実施できるよう調整中です。

※決定し次第お知らせ致しますので、もうしばらくお待ちください。

〈川内村内の方〉 ※今回は東京大学医科学研究所の協力を得て実施いたします。

日程：7月16日（土）

場所：川内村小学校 体育館

（※当初は集会所での健診を予定しておりましたが、申込者が多数だったため会場を変更します）

対象：村内に在住されている方

内容：特定健康診査（身体測定、血圧測定、血液検査等）※がん検診、心電図、眼底検査を除く

時間など詳細については申し込みいただいた方に後日、個人通知致します。

担当：介護医療班

避難先での乳幼児健診についてのご案内

乳幼児健診（乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）は、居住地での集団健診を受診してください。

健診を受診する場合は、介護医療班にお問い合わせいただくか、現在居住している地域の自治体にお問い合わせください。

郡山市の場合

| 健診別 | 対象 | 健診方法 |
|----------|-------------|------|
| 4か月児健診 | 満4か月～6か月未満 | 個別健診 |
| 10か月児健診 | 満10か月～1歳未満 | |
| 1歳6か月児健診 | 満1歳6か月～2歳未満 | 集団健診 |
| 3歳児健診 | 満3歳3か月～4歳未満 | |

担当：介護医療班

食料の給付

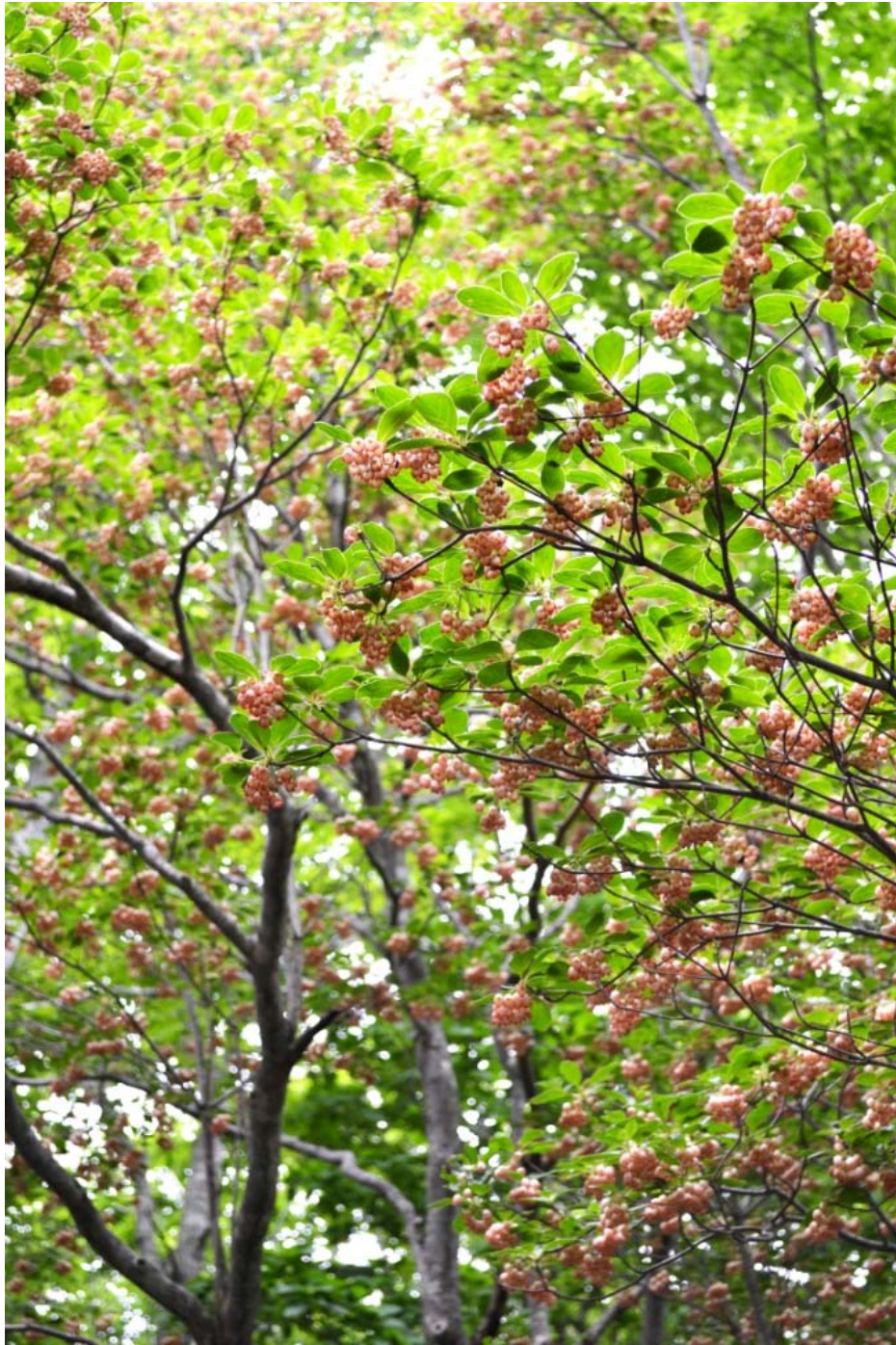
今回、福島県災害対策本部より、福島県内の借上住宅に居住している方を対象に食料物資が給付されました。つきましては下記日程によりビッグパレットCホールで配布いたします。

1. 配布日 平成23年7月13日（水）～平成23年7月27日（水）
2. 対象者 福島県内の借上住宅に居住している方（仮設住宅を除く）
3. 給付方法 手渡し
4. 給付場所 ビッグパレットCホール
5. 食料品 ご飯、カップラーメン、カップみそ汁、水、ジュース、野菜ジュース、お菓子等
6. その他 一人暮らしで車がない等ビッグパレットに来る手段がない場合は生活支援班までご連絡ください。

担当：生活支援班

避難先を変更された場合はお知らせください

避難先を変更された場合は、変更先を住民班までご連絡ください。



サラサドウダン6月18日撮影 高塚高原

川内村災害対策本部

〒963-0115郡山市南2丁目52ビッグパレットふくしま内

TEL0120-38-2119/FAX024-947-8531

<http://www.kawauchimura.jp>

